



食中毒が発生しやすい季節になってきました

問い合わせ

環境課 ☎0537(85)1162

県西部保健所掛川支所 ☎0537(22)3262

食中毒は家庭でも発生します。3つの原則、6つのポイントで食中毒を防ぎましょう。

◆食中毒防止の3原則

①細菌などを食べ物に「付けない」

…予防の基本は手洗い

②食べ物に付着した細菌を「増やさない」

…温度・湿度に注意

③食べ物に付着した細菌を「やつつける」

…食品を十分加熱する

◆家庭でできる6つのポイント

①食品の購入

保冷剤(氷)などで冷やしながら、まっすぐ帰宅しましょう。

②家庭での食品の保存

購入したらすぐ冷蔵庫や冷凍庫に入れましょう。(冷蔵庫は10度以下、冷凍庫はマイナス15度以下)

③調理の下準備

こまめに手を洗い、調理器具・ふきんなどは洗って消毒しましょう。

④調理

調理前に手を洗いましょう

う。食材の中心部まで十分に加熱しましょう。(75度で1分以上。特に貝類は85度以上で90秒以上)

⑤食事

食事前に手を洗いましょう。室温で食品を長時間放置しないように心掛けましょう。

⑥残った食品

温め直す時は十分に加熱しましょう。(75度以上)清潔な容器に保存し、時間がたち過ぎて傷んでいそうだと思ったら、思い切って捨てましょう。

※食品提供イベントを計画している皆さまへ

花火大会や地区夏祭り、バザーなど食品を提供するイベントを予定している場合は、事前にイベント会場を所管する保健所へご相談ください。



農用地利用計画の変更(農振除外)について

問い合わせ 農林水産課 ☎0537(85)1125

市では、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)に基づき策定した農業振興地域整備計画に沿って、農業を振興していく地域を農振農用地区域(青地)として設定し、優良農地の確保・保全に努めています。したがって、農振農用地区域内の農地は、農業以外の目的には利用できません。

やむを得ず他の目的に利用する場合には、除外の要件を満たした上で、農振農用地区域から除外する手続きをお願いします。

◆除外の要件

除外しようとする農地が次の5つの要件を全て満たすものに限られます。また、その利用計画が農地法、都市計画法など他法令による許可が見込まれる必要があります。

①他に代替すべき土地がないこと

②除外後に一帯の農地の集団性、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率のかつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと

③認定農業者などに対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと

④土地改良施設の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと

⑤ほ場整備などの土地改良事業を実施した場合、工事完了公告年度の翌年度から8年を経過していること

◆受付期間

8月1日(火)～31日(木)(土日祝日を除く)

※例年、受付は年2回(3月・8月の1カ月間)を予定しています。

農振除外の手続きを希望する人は、必ず申請前に農林水産課農地係へ相談をお願いします。

